

令和7年度第2回薬事審議会	資料1-2
化学物質安全対策部会	

2025(令和7年)年12月17日

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン(MCCP)並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について(案)

令和7年12月17日(木)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

1. 検討の背景等

(1) 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下「ストックホルム条約」という。)では、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質を対象に、人の健康の保護及び環境の保全を図るため、各国が国際的に協調して、当該物質の製造、使用等を原則的に禁止する等の措置を講じることとされている。我が国は、これまで、条約の対象物質については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)」、「農薬取締法(昭和23年法律第82号)」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」及び「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)」に基づき、所要の措置を講じてきた。化審法においては、ストックホルム条約の廃絶・制限の対象となった物質について、化審法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定し、その製造、使用等を制限することにより、同条約の義務を履行してきた。

今般、令和7年4月から5月に開催されたストックホルム条約第12回締約国会議(COP12)において、新たにクロルピリホス、中鎖塩素化パラフイン(MCCP)並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定された。これら3物質群は、締約国会議の下部会合である残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)において、科学的知見に基づき検討され、締約国会議に対して廃絶等に関する提案がなされたものである。ストックホルム条約事務局より、これらの物質を対象物質に追加すること等に関する決定の通知が締約国各國に対してなされると、締約国は通知から1年以内に、決定を遵守するための所要の措置を講じることとなっている。

これらを受け、令和7年6月20日に、厚生労働省、経済産業省及び環境省の3省合同会合¹において、表1に示す化学物質については、難分解性、高蓄積性であり、人や高次捕食動物への長期毒性を有するものであることから、化審法の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られた。これを踏まえ、表1に示す化学物質を第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について、以下のとおり検討する必要がある。

¹令和7年度第3回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会第248回審査部会 第255回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

表1. 第一種特定化学物質に指定することとなった物質

		物質名称	主な用途	現在の化審法上の扱い
1	チオりん酸O・O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)		殺虫剤	一般化学物質
2	中鎖塩素化パラフィン(以下の(1)、(2)又は(1)かつ(2)を満たす物質)		金属加工油剤・難燃性樹脂原料等	優先評価化学物質
	(1)	炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物		
	(2)	以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$) $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$) $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$) $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)		
3	(1)	ペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上 21 以下のものに限る。) (別名長鎖PFCA) 又はこれらの塩	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	監視化学物質、一般化学物質又は新規化学物質
	(2)	ペルフルオロアルカン酸関連物質(フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基(炭素数が8以上 20 以下のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上 21 以下のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)		

※物質の性状等の詳細については、別添を参照。

(2)化審法に基づく第一種特定化学物質に係る主な規制及び措置

- ① 製造・輸入の許可制(化審法第17条、第22条)
- ② 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止(化審法第24条)
- ③ 政令で指定する用途(エッセンシャルユース)以外の使用の禁止(化審法第25条)
- ④ 取扱い等に係る技術上の基準(化審法第28条)
- ⑤ 環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認められる場合、第一種特定化学物質の製造・輸入業者等に対し、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の回収等の措置命令(化審法第34条)

(3)審議会の審議事項

上記(2)の①～⑤のうち、②の政令で定める輸入禁止製品の検討、③の政令で指定する用途(エッセンシャルユース)及び④の政令で定める取扱い等に係る技術上の基準に従わなければならない製品の検討に当たっては、化審法第56条において審議会に意見を聞くこととされている。

2. クロルピリホス

2-1. クロルピリホスの製造・輸入の規制のあり方等について

(1) クロルピリホスの使用の現状及び今後の見込み

クロルピリホスの主な用途は殺虫剤であり、農薬取締法においては、令和7年に登録が失効している。化審法においては化審法第2条第7項に規定する一般化学物質に該当する。

一般化学物質であるクロルピリホスについては化審法第8条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられているが、過去10年間の製造・輸入数量等の届出実績はなく、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。

(2) クロルピリホスの製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人へのばく露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定されたクロルピリホスについては、農業用途での一部の農作物における特定の害虫の防除、農業用途でのハキリアリ及びイナゴの防除などの用途を適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、我が国においては製造・輸入等の実績が認められないこと、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、クロルピリホスについては、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（化審法第18条、22条、25条により試験研究用途は除く。）。

2-2. クロルピリホスが使用されている製品の輸入の禁止について

クロルピリホスについては、ストックホルム条約の第12回締約国会議において、廃絶の対象物質とすることが決定されたことから、適用除外とされた用途を除いて、今後、諸外国においてもその製造・使用が禁止される予定である。

こうしたことを前提に、国内におけるこれまでのクロルピリホスの使用状況及び当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況、並びに海外における使用的状況を調査した。その結果を表2に示す。

表2. クロルピリホスが使用されている主な製品の
製造・輸入実績等について

クロルピリホスが 使用されている製品	製造実績		輸入 実績	備考
	国内	海外		
木材用の防虫剤	実績 なし	実績 あり	詳細 不明	基準①及び② に該当すること から、輸入禁止 製品とすべきと 考えられる。

【参考】輸入禁止製品の政令指定の考え方

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、次の①及び②の基準に該当するものについては、政令指定し、輸入の制限をすることが適当であると考えられる。

基準①:次のいずれかに該当するもの。ただし、製品に第一種特定化学物質を使用することが一般的でない、製品に係る技術的進歩、国内規格、商慣行、関連製品との競合による制約等によって、輸入されるおそれがないものを除く。

(ア)第一種特定化学物質が使用されている製品を過去 10 年内に輸入していたことが実績又は公電、公文書、海外規格若しくはこれらに準ずる性格を有する情報(以下「実績等」という。)により認められるとき。

(イ)第一種特定化学物質が使用されている製品が過去 10 年内に海外において生産されていたことが実績等により認められるとき。

(ウ)第一種特定化学物質が当該製品に使用されていることが一般的であって、過去 10 年内に日本国内で第一種特定化学物質が使用されている当該製品の生産の実績等があるとき。

基準②:次のいずれかに該当するため、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがあること。

(ア)使用の形態が環境へ直接放出されるものであること。

(イ)使用から廃棄に至る間の管理体制が整備されていないこと。

(ウ)廃棄が適切に行われるよう制度的に担保されていないこと。

以上をまとめると、クロルピリホスが使用されている製品のうち、木材用の防虫剤については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

これらを踏まえ、木材用の防虫剤を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にクロルピリホスが使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

なお、製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。また、クロルピリホスが使用されている製品の輸入の状況については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれがある製品が確認された場合には、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討すべきである。

2-3. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該物質及びそれが使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるとされている。

平成28年度から現在までに環境省において実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてクロルピリホスの環境リスク評価を実施した。環境濃度を基にしたばく露量と、クロルピリホスの毒性に関連する情報を基にした人及び高次捕食動物の有害性評価値・予測無影響濃度を比較した結果、現時点では、リスクを懸念するレベルにはないことが確認された。さらに、今後、クロルピリホスが第一種特定化学物質に指定されて製造・輸入等が規制されることになれば環境リスクも減少していくものと予想されるため、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のクロルピリホスやそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

3. 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)

3-1. MCCP の製造・輸入の規制のあり方等について

(1) MCCP の使用の現状及び今後の見込み

MCCP は、化審法第2条第5項に規定する優先評価化学物質に該当する。

優先評価化学物質である MCCP については、化審法第9条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。表3のとおり、過去 10 年間製造・輸入が行われており、その数量としては平成 26 年度以降、減少傾向にある。

MCCP は、金属加工油剤・難燃性樹脂原料等として主に用いられてきたところ、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が進められており、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。

表3. MCCP を含む可能性のある化学物質(MITI 番号:2-68)

	製造・輸入数量	国内出荷量
平成 26 年度	4,600	4,100
平成 27 年度	3,800	3,600
平成 28 年度	3,500	3,500
平成 29 年度	3,000	3,600
平成 30 年度	3,000	3,100
平成 31 年度 (令和元年度)	2,800	2,800
令和2年度	2,500	2,600
令和3年度	3,200	2,800
令和4年度	1,800	1,200
令和5年度	1,200	1,200

※1. 化審法に基づく届出数量より(有効数字2桁、単位:トン)。

※2. 平成29年度より優先評価化学物質(通し番号:218)に指定されている。本表では、一般化学物質であった平成28年度以前からの数量の推移を把握するため、MITI番号2-68の届出実績をベースに集計。

※3. MITI番号2-68はMCCP以外の化学物質も含まれるが、MCCPのみの届出数量を特定することが困難であることから、CAS番号も参照しつつ、MITI番号2-68からMCCPを含む可能性のある化学物質を広く集計。

(2) MCCP の製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への

代替が困難である場合、人へのばく露及び環境への放出を防止し又は最小限にす るような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを 条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を 除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されるこ とが決定された MCCP については、特定用途等に使用される金属加工油、特定用途 の修理及び交換部品に使用されるポリマー及びゴムなどを適用除外とすることが認 められているところである。

しかしながら、上述のとおり、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はい ないことから、MCCP については、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・ 輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である(化審法第 18 条、 22 条、25 条により試験研究用途は除く。)。

3-2. MCCP が使用されている製品の輸入の禁止について

MCCPについては、ストックホルム条約の第12回締約国会議において、廃絶の対 象物質とすることが決定されたことから、適用除外とされた用途を除いて、今後、諸 外国においてもその製造・使用が禁止される予定である。

こうしたことを前提に、国内におけるこれまでのMCCPの使用状況及び当該化学 物質が使用されている主な製品の輸入の状況、並びに海外における使用の状況を 調査した。その結果を表4に示す。

表4. MCCPが使用されている主な製品の
製造・輸入実績等について

MCCPが使用されている製品		製造実績		輸入 実績	備考
		国内	海外		
(1)	樹脂用の可塑剤	実績 あり	実績 あり	詳細 不明	基準①及び② に該当すること から、輸入禁止 製品とすべきと 考えられる。
(2)	生地、樹脂又はゴムに防 炎性能を与えるための調 製添加剤	実績 あり	実績 あり	詳細 不明	
(3)	潤滑油、切削油及び作動 油	実績 あり	実績 あり	詳細 不明	
(4)	塗料	実績 あり	実績 あり	詳細 不明	
(5)	接着剤及びシーリング用 の充填料	実績 あり	実績 あり	詳細 不明	
(6)	はつ水剤及び纖維保護 剤	実績 あり	実績 あり	詳細 不明	

【参考】輸入禁止製品の政令指定の考え方

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、次の①及び②の基準に該当するものについては、政令指定し、輸入の制限をすることが適当であると考えられる。

基準①:次のいずれかに該当するもの。ただし、製品に第一種特定化学物質を使用することが一般的でない、製品に係る技術的進歩、国内規格、商慣行、関連製品との競合による制約等によって、輸入されるおそれがないものを除く。

- (ア)第一種特定化学物質が使用されている製品を過去 10 年内に輸入していたことが実績又は公電、公文書、海外規格若しくはこれらに準ずる性格を有する情報(以下「実績等」という。)により認められるとき。
- (イ)第一種特定化学物質が使用されている製品が過去 10 年内に海外において生産されていたことが実績等により認められるとき。
- (ウ)第一種特定化学物質が当該製品に使用されていることが一般的であって、過去 10 年内に日本国内で第一種特定化学物質が使用されている当該製品の生産の実績等があるとき。

基準②:次のいずれかに該当するため、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがあること。

- (ア)使用の形態が環境へ直接放出されるものであること。
- (イ)使用から廃棄に至る間の管理体制が整備されていないこと。
- (ウ)廃棄が適切に行われるよう制度的に担保されていないこと。

以上をまとめると、MCCPが使用されている製品のうち、(1)～(6)については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

これらを踏まえ、表5に掲げる製品を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にMCCPが使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

なお、MCCPが使用されている製品の輸入の状況については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれがある製品が確認された場合には、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討すべきである。

表5. MCCPが使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品※
樹脂用の可塑剤
生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤
潤滑油、切削油及び作動油
塗料
接着剤及びシーリング用の充填料
はつ水剤及び繊維保護剤

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

3-3. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該物質及びそれが使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるとされている。

平成30年度から現在までに環境省及び国の研究費によって実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてMCCPの環境リスク評価を実施した。環境濃度を基にしたばく露量と、MCCPの毒性に関連する情報を基にした人及び高次捕食動物の有害性評価値・予測無影響濃度を比較した結果、現時点では、リスクを懸念するレベルにはないことが確認された。さらに、今後、MCCPが第一種特定化学物質に指定されて製造・輸入等が規制されることになれば環境リスクも減少していくものと予想されるため、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のMCCPやそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

4. 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質

4-1. LC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質の製造・輸入の規制のあり方等について

(1) LC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質の使用の現状及び今後の見込み

LC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質(以下「LC-PFCA等」という。)は、化審法第2条第4項に規定する監視化学物質、化審法第2条第6項に規定する新規化学物質又は化審法第2条第7項に規定する一般化学物質に該当する。

一般化学物質及び監視化学物質であるLC-PFCA等については、化審法第8条及び第13条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。表6のとおり、平成29年度以降は製造、輸入、出荷はほとんどない。

LC-PFCA等は、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等として主に用いられてきたところ、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が進められてきており、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。

また、新規化学物質であるLC-PFCA等については、新規化学物質としての届出、申出の実績はない。

表6. LC-PFCA等を含む可能性のある化学物質(MITI番号:2-3502等)

	製造・輸入数量	国内出荷量
平成26年度	600	20
平成27年度	40	20
平成28年度	10	8
平成29年度	7	7
平成30年度	1	1
平成31年度 (令和元年度)	0	0
令和2年度	5	4
令和3年度	4	3
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

※1. 化審法に基づく届出数量より(有効数字1桁、単位:トン)。

※2. MITI 番号 2-3502 等は LC-PFCA 等以外の化学物質も含まれるが、LC-PFCA 等のみの届出数量を特定することが困難であることから、CAS 番号も参照しつつ、MITI 番号 2-3502 等から LC-PFCA 等を含む可能性のある化学物質を広く集計。

(2) LC-PFCA 等の製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人へのばく露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定された LC-PFCA 等については、交換部品として設計された半導体、大量生産を中止した自動車の交換部品などの用途を適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、LC-PFCA 等については、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である(化審法第 18 条、22 条、25 条により試験研究用途は除く。)。

4-2. LC-PFCA 等が使用されている製品等の取扱いについて

LC-PFCA 等が第一種特定化学物質に指定された後は、その使用は試験研究用途に限られる。

ただし、既に在庫等の形態で存在している LC-PFCA 等が使用されている製品として、今後もその使用が継続される可能性があり、かつ、環境汚染の可能性がある製品として泡消火薬剤が挙げられる。

現時点で LC-PFCA 等が使用された泡消火薬剤の存在や、国内への輸入状況は確認されていないものの、海外で LC-PFCA を使用した泡消火薬剤の製造実績があることから、その取扱い等において環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましい。

具体的には、泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用のものに限る)及び業務用消火器については、その形態から環境を汚染する可能性があるので、取扱事業者は、別途定める取扱上の技術基準を遵守する(化審法第 28 条第2項)とともに、別途定められた環境汚染を防止するための措置等に関する表示を行わなければならない(化審法第 29 条第2項)。

また、国は、取扱い上の技術基準が遵守され、表示が徹底されるように、各製品に係する事業者と協力し、取扱事業者への周知に努めるべきである。加えて、第一種特定化学物質が使用されている疑いのある製品についても、必要に応じて、

環境汚染の可能性も含めて情報収集・調査を実施する必要がある。事業者は、製品中の第一種特定化学物質の含有状況について、新たな事実等が判明すれば、迅速に国へ情報を提供することが望まれる。

以上を踏まえ、表7に掲げる製品を化審法第28条第2項に基づき、当該製品がLC-PFCA等を使用している場合は取扱上の技術基準に適合し、環境汚染防止のための表示義務がかかる製品として政令で指定することが適当である。

表7. LC-PFCA等を使用している場合は
取扱い上の技術基準に適合し、環境汚染防止のための表示義務がかかる製品

製品 ^{※1}		HSコード ^{※2}
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	消火器	8424
	消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	3813

※1:製品についての表現の仕方については今後、変更があり得る。

※2:Harmonized Commodity Description and Coding System。「商品の名称及び分類についての統一システム」の略称。国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一したシステムを指す。

今後、上記製品については、取扱いにおける技術上の基準及び環境汚染を防止するための措置等に関する表示の内容を策定する必要がある。技術上の基準や表示の内容の策定にあたって考慮すべき主な要素としては、以下のようなものが考えられる。

【取扱い上の技術基準の策定にあたって考慮すべきと考えられる主な要素】

- ・厳重に保管し、保管時の漏洩等のおそれがないよう必要な措置を講じること。
- ・取扱現場や保管庫には、LC-PFCA等を取り扱っていることを表示すること。
- ・外部に流出しないように必要な措置を講じること。こぼれた場合は、速やかに拭き取る等の措置を講じること。そのために必要な器具については、一定の場所に保管していること。
- ・取扱いに係る作業要領を策定し、管理責任者を選出すること。
- ・排ガス、廃液等については、関係法令に従って、適切に廃棄すること。

【環境汚染を防止するための措置等に関する表示について考慮すべきと考えられる主な要素】

- ・第一種特定化学物質が使用されていること及び当該物質の名称

- ・製品中の成分及び第一種特定化学物質の含有量
- ・使用上の注意
- ・不慮の事故等により、第一種特定化学物質が漏出した場合等の措置

※ なお、製造事業者等により、既に表示がなされている場合は、特に必要と認められない限りにおいて、販売業者等が表示を行う必要はないと考えられる。

4-3. LC-PFCA等が使用されている製品の輸入の禁止について

LC-PFCA等については、ストックホルム条約の第12回締約国会議において、廃絶の対象物質とすることが決定されたことから、適用除外とされた用途を除いて、今後、諸外国においてもその製造・使用が禁止される予定である。

こうしたことを前提に、国内におけるこれまでのLC-PFCA等の使用状況及び当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況、及び、海外における使用の状況を調査した。その結果を表8に示す。

表8. LC-PFCA等が使用されている主な製品の
製造・輸入実績等について

LC-PFCA等が 使用されている製品		製造実績		輸入 実績	備考 基準①及び② に該当すること から、輸入禁止 製品とすべきと 考えられる。
		国内	海外		
(1)	業務用写真フィルム	詳細	実績	詳細	
		不明	あり	不明	
(2)	潤滑油	詳細	実績	詳細	
		不明	あり	不明	
(3)	塗料	詳細	実績	詳細	
		不明	あり	不明	
(4)	はつ水剤及びはつ油剤	実績	実績	詳細	
		あり	あり	不明	
(5)	接着剤及びシーリング用 の充填料	詳細	実績	詳細	
		不明	あり	不明	
(6)	消火器、消火器用消火薬 剤及び泡消火薬剤	詳細	実績	詳細	
		不明	あり	不明	
(7)	ワックス	詳細	実績	詳細	
		不明	あり	不明	
(8)	はつ水性能又ははつ油 性能を与えるための処理 をした生地	実績	実績	詳細	
		あり	あり	不明	
(9)	はつ水性能又ははつ油	実績	実績	詳細	

	性能を与えるための処理をした衣服	あり	あり	不明	
(10)	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物	実績あり	実績あり	詳細不明	

【参考】輸入禁止製品の政令指定の考え方

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、次の①及び②の基準に該当するものについては、政令指定し、輸入の制限をすることが適当であると考えられる。

基準①:次のいずれかに該当するもの。ただし、製品に第一種特定化学物質を使用することが一般的でない、製品に係る技術的進歩、国内規格、商慣行、関連製品との競合による制約等によって、輸入されるおそれがないものを除く。

- (ア)第一種特定化学物質が使用されている製品を過去 10 年内に輸入していたことが実績又は公電、公文書、海外規格若しくはこれらに準ずる性格を有する情報(以下「実績等」という。)により認められるとき。
- (イ)第一種特定化学物質が使用されている製品が過去 10 年内に海外において生産されていたことが実績等により認められるとき。
- (ウ)第一種特定化学物質が当該製品に使用されていることが一般的であって、過去 10 年内に日本国内で第一種特定化学物質が使用されている当該製品の生産の実績等があるとき。

基準②:次のいずれかに該当するため、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがあること。

- (ア)使用の形態が環境へ直接放出されるものであること。
- (イ)使用から廃棄に至る間の管理体制が整備されていないこと。
- (ウ)廃棄が適切に行われるよう制度的に担保されていないこと。

以上をまとめると、LC-PFCA等が使用されている製品のうち、(1)～(10)については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

これらを踏まえ、表9に掲げる製品を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にLC-PFCA等が使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

なお、LC-PFCA等が使用されている製品の輸入の状況については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれがある製品が確認された場合には、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討すべきである。

表9. LC-PFCA等が使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品 [*]
業務用写真フィルム
潤滑油
塗料
はつ水剤及びはつ油剤
接着剤及びシーリング用の充填料
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ワックス
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

^{*}製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

4-4. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該物質及びそれが使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるときとされている。

平成26年度から現在までに自治体において実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてLC-PFCAの環境リスク評価を実施した。環境濃度を基にしたばく露量と、LC-PFCAの毒性に関する情報を基にした高次捕食動物の有害性評価値・予測無影響濃度を比較した結果、現時点では、リスクを懸念するレベルにはないことが確認された。さらに、今後、LC-PFCA等が第一種特定化学物質に指定されて製造・輸入等が規制されることになれば環境リスクも減少していくものと予想されるため、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のLC-PFCA等やそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

5. 今後の進め方について

今後、クロルピリホス、MCCP 及び LC-PFCA 等を第一種特定化学物質に指定するとともに、本資料の2.、3. 及び4.において検討した必要な措置を講ずるため、パブリックコメント、TBT 通報^{※1} 等を実施した上で、政令の公布・施行を行う。なお、パブリックコメント等においてこれらの物質群の製造、使用等に係る新たな実態・事例が追加的に判明した場合、上述の措置に追加することも検討する必要がある。

【参考】今後の予定（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和7年10月頃 措置内容に関するパブリックコメント

令和7年12月以降 TBT 通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント

令和8年以降 改正政令公布

3省合同会合^{※2}におけるLC-PFCA 関連物質の指定に係る審議、LC-PFCA 関連物質の指定に係る省令の公布
改正政令、LC-PFCA 関連物質の指定に係る省令の施行

※1 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)に基づき、WTO 事務局に本件を通報し WTO 加盟国から意見を受付

※2 薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

別添

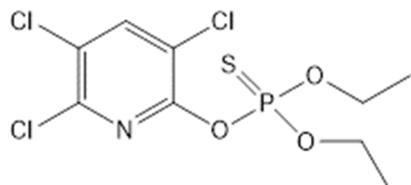
クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン(MCCP)並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質について

I. クロルピリホス

1. クロルピリホスの製造・輸入について

(1) 性状

① 構造式



② 分子量: 350.59

③ 外観: 無色から白色の結晶性固体

④ 溶解性: 対水溶解度: 0.73 mg/L

(2) 分解性、蓄積性及び毒性等

POPRCから評価している。

(3) 製造・輸入数量

一般化学物質であるクロルピリホスについては、化審法第8条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられているが、過去10年間の製造・輸入数量等の届出実績はなく、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。

(4) 用途

クロルピリホスは、主に殺虫剤として使用。

2. クロルピリホスが使用されている製品の製造・輸入状況

(1) クロルピリホスが使用されている製品の製造状況

1(3)のとおり、クロルピリホスの製造・輸入は確認されていないため、国内において化審法用途でのクロルピリホスを使用した製品の製造はないと考えられる。

(2) クロルピリホスが使用されている製品の輸入状況

クロルピリホスが使用されている製品の輸入は過去10年間において確認されていない。

3. 海外におけるクロルピリホスが使用されている製品の製造・輸出状況

POPRCで策定されたリスクプロファイルでは、締約国より当該化学物質の発生源(用途を含む)、残留性、生物蓄積性、長距離移動性、ばく露等に関する情報が報告され

ており、これを参考し、諸外国の製造状況を把握した。

表1. POPRCのリスクプロファイルで示されている用途

- ・農業用の農薬
- ・食品以外の殺虫剤(観賞植物、芝生、木材処理剤、牛の耳タグ)
- ・公衆衛生用の殺虫剤
- ・シロアリ駆除剤

また、海外実態調査(平成27年～令和6年末までの実績)の結果、当該物質使用製品の製造又は輸出の報告があった国は以下のとおり。

- ・調査対象国数:60の国と地域
- ・回答国数:8か国
- ・製造実績の報告があった国数:2か国(具体的製品は以下のとおり)
- ・輸出実績の報告があった国数:1か国(具体的製品は以下のとおり)

表2. 海外におけるクロルピリホスが使用されている製品の製造・輸出状況

(※クロルピリホスが使用されている製品の製造実績について回答があった国について記載)

国・地域	製造実績のある製品	輸出実績のある製品
南米の国	・詳細は不明	・製剤製品
アジアの国	・家庭用殺虫剤等	-

4. 今後のクロルピリホス及びクロルピリホスが使用されている製品の製造・輸入

(1) クロルピリホスの製造・輸入の予定

1(3)のとおり、今後、国内でクロルピリホスの製造・輸入を行う事業者はいないと考えられる。

(2) クロルピリホスの使用の予定

1(3)のとおり、今後、国内でクロルピリホスを使用して製品を製造する事業者はいないと考えられる。

(3) クロルピリホスが使用されている製品の輸入の予定

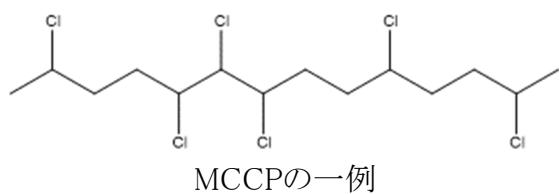
海外実態調査、POPRCのリスクプロファイルで示されている各国の使用実態等により総合的に判断した結果、木材用の防虫剤については、今後もクロルピリホスが使用されている当該製品の輸入の蓋然性が否定できない。

II. 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)

1. MCCPの製造・輸入について

(1) 性状

① 構造式



② 分子量: 約370～826

③ 融点(流動点): -50～25°C (塩素化に依存)

④ 外観: 液体

⑤ 溶解性: 対水溶解度: 0.0061mg/L (20°C / 炭素数が14の塩素化n-アルカン(塩素化率50%))

(2) 分解性、蓄積性及び毒性等

POPRCから評価している。

(3) 製造・輸入数量

優先評価化学物質である MCCP については、化審法第8条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。表3のとおり、過去 10 年間製造・輸入数量等の届出実績があり、その数量としては平成 26 年度以降、減少傾向にある。

表3. MCCPを含む可能性のある化学物質(MITI番号:2-68)

	製造・輸入数量	国内出荷量
平成 26 年度	4,600	4,100
平成 27 年度	3,800	3,600
平成 28 年度	3,500	3,500
平成 29 年度	3,000	3,600
平成 30 年度	3,000	3,100
平成 31 年度 (令和元年度)	2,800	2,800
令和2年度	2,500	2,600
令和3年度	3,200	2,800
令和4年度	1,800	1,200
令和5年度	1,200	1,200

※1. 化審法に基づく届出数量より(有効数字2桁、単位:トン)

※2. 平成29年度より優先評価化学物質(通し番号:218)に指定されている。本表では、一般化学物質であった平成28年度以前からの数量の推移を把握するため、MITI番号2-68の届出実績をベースに集計。

※3. MITI番号2-68はMCCP以外の化学物質も含まれるが、MCCPのみの届出数量を特定することが困難であることから、CAS番号も参照しつつ、MITI番号2-68からMCCPを含む可能性のある化学物質を広く集計。

。

(4) 用途

MCCPは、主に金属加工油剤・難燃性樹脂原料等に使用されている。

2. MCCPが使用されている製品の製造・輸入状況

(1) MCCPが使用されている製品の製造状況

MCCPは、国内では、主に金属等加工油、プラスチック添加剤、潤滑油剤等として使用されてきたが、近年では、残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)での評価・検討状況などを踏まえ、代替の検討が進んでいる。

表4. MCCPを含む可能性のある化学物質の用途別出荷数量の推移

国内出荷量	用途別出荷数量									
	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	塗料又はコーティング剤	接着剤、粘着剤又はシーリング材	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	皮革処理剤	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	金属等加工油又は防錆油	
平成26年度	4,000	0	0	400	0	2,000	0	2	500	1,000
平成27年度	4,000	0	0	300	0	2,000	0	2	700	1,000
平成28年度	4,000	0	0	300	0	2,000	1	0	500	1,000
平成29年度	4,000	80	30	300	0	2,000	0	0	500	1,000
平成30年度	3,000	60	3	600	0	1,000	1	2	600	900
平成31年度 (令和元年度)	3,000	50	0	700	0	900	0	0	600	700
令和2年度	3,000	0	0	700	0	800	0	0	500	600
令和3年度	3,000	0	0	600	0	900	0	0	400	900
令和4年度	1,000	0	0	400	0	200	60	0	20	500
令和5年度	1,000	0	0	8	4	600	0	0	20	600

※1. 化審法に基づく届出数量より(有効数字1桁、単位:トン)。

※2. 平成29年度より優先評価化学物質(通し番号:218)に指定されている。本表では、一般化学物質であった平成28年度以前からの数量の推移を把握するため、MITI番号2-68の届出実績をベースに集計。

※3. MITI番号2-68はMCCP以外の化学物質も含まれるが、MCCPのみの届出数量を特定することが困難であることから、CAS番号も参照しつつ、MITI番号2-68からMCCPを含む可能性のある化学物質を広く集計。

(2) MCCPが使用されている製品の輸入状況

MCCPが使用されている製品の輸入は過去10年間において確認されていない。

3. 海外におけるMCCPが使用されている製品の製造・輸出状況

POPRCで策定されたリスクプロファイルでは、締約国より当該化学物質の発生源(用途を含む)、残留性、生物蓄積性、長距離移動性、ばく露等に関する情報が報告されており、これを参照し、諸外国の製造状況を把握した。

表5. POPRCのリスクプロファイルで示されている用途

- ・PVC、接着剤、シーラント、塗料およびコーティング剤の可塑剤
- ・PVCゴム化合物、他のポリマー、接着剤、シーラント、塗料およびコーティング剤、纖維における難燃剤
- ・金属加工油剤のための極圧潤滑剤および防粘剤
- ・塗料、コーティング剤及び纖維のための防水剤
- ・紙製造における色形成剤のキャリア溶剤
- ・皮革処理のための脂肪液
- ・カーボンレスコピー用紙

なお、海外実態調査(平成27年～令和6年末までの実績)の結果、当該物質使用製品の製造又は輸出の報告があった国はなかった。

4. 今後のMCCP及びMCCPが使用されている製品の製造・輸入

(1) MCCPの製造・輸入の予定

国内でMCCPを製造・輸入していた事業者への調査を行ったところ、既に代替が進められていることから、MCCPが第一種特定化学物質に指定された以降の製造・輸入を予定している事業者はいないと考えられる。

(2) MCCPの使用の予定

国内でMCCPを使用していた事業者への調査を行ったところ、既に代替が進められていることから、MCCPが第一種特定化学物質に指定された以降の使用を予定している事業者はいないと考えられる。

(3) MCCPが使用されている製品の輸入の予定

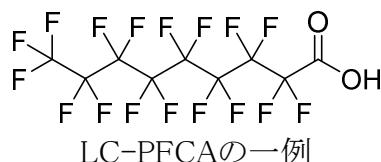
樹脂用の可塑剤、生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤、潤滑油、切削油及び作動油、塗料、接着剤及びシーリング用の充填料、はつ水剤及び纖維保護剤については、今後もMCCPが使用されている当該製品の輸入の蓋然性が否定できない。

III. 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質

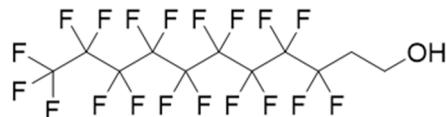
1. 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質の製造・輸入について

(1) 指定範囲

- ① ペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上21以下のものに限る。)又はこれらの塩



- ② ペルフルオロアルカン酸関連物質(フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基(炭素数が8以上20以下のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上21以下のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)



LC-PFCA関連物質の一例(1-Undecanol,
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,11-nonadecafluoro-)の構造

(2) 分解性、蓄積性及び毒性等

POPRCから評価している。

(3) 製造・輸入数量

一般化学物質及び監視化学物質である LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質(以下「LC-PFCA 等」という。)については、化審法第8条及び第 13 条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。表6のとおり、平成 29 年度以降は製造、輸入、出荷はほとんどない。

表6. LC-PFCA 等を含む可能性のある化学物質(MITI 番号:2-3502 等)

	製造・輸入数量	国内出荷量
平成 26 年度	600	20
平成 27 年度	40	20
平成 28 年度	10	8
平成 29 年度	7	7
平成 30 年度	1	1
平成 31 年度 (令和元年度)	0	0
令和2年度	5	4
令和3年度	4	3
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

※1. 化審法に基づく届出数量より(有効数字1桁、単位:トン)

※2. MITI 番号 2-3502 等は LC-PFCA 等以外の化学物質も含まれるが、LC-PFCA 等のみの届出数量を特定することが困難であることから、CAS 番号も参照しつつ、MITI 番号 2-3502 等から LC-PFCA 等を含む可能性のある化学物質を広く集計。

(4) 用途

LC-PFCA等は、主にフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等として使用される。

2. LC-PFCA等が使用されている製品の製造・輸入状況

(1) LC-PFCA等が使用されている製品の製造状況

LC-PFCA等は、国内では、主に中間物、プラスチック添加剤、繊維処理剤等として使用されてきたが、近年では、残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)での評価・検討状況などを踏まえ、代替の検討が進んでいる。

表7.LC-PFCA等を含む可能性のある化学物質の用途別出荷数量の推移

国内 出荷量	用途別出荷数量			
	中間物	合成繊維又 は繊維処理 剤	プラスチック 、プラスチッ ク添加剤又 はプラスチ ック加工助 剤	表面処理剤
平成26年度	20	20	0	2
平成27年度	20	9	10	1
平成28年度	8	2	6	0
平成29年度	7	0	5	2
平成30年度	1	0	1	0
平成31年度 (令和元年度)	0	0	0	0
令和2年度	4	0	0	4
令和3年度	3	3	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0

※1. 化審法に基づく届出数量より(有効数字1桁、単位:トン)

※2. MITI 番号 2-3502 等は LC-PFCA 等以外の化学物質も含まれるが、LC-PFCA 等のみの届出数量を特定することが困難であることから、CAS 番号も参照しつつ、MITI 番号 2-3502 等から LC-PFCA 等を含む可能性のある化学物質を広く集計。

(2)LC-PFCA等が使用されている製品の輸入状況

LC-PFCA等が使用されている製品の輸入は過去10年間において確認されていない。

3. 海外におけるLC-PFCA等が使用されている製品の製造・輸出状況

POPRCで策定されたリスクプロファイルでは、締約国より当該化学物質の発生源(用途を含む)、残留性、生物蓄積性、長距離移動性、ばく露等に関する情報が報告されており、これを参照し、諸外国の製造状況を把握した。

表8. POPRCのリスクプロファイルで示されている主な用途

- ・電子機器、医療機器、写真イメージング
- ・自動車ケア製品(潤滑剤(例:エンジンオイル、油圧液、グリースなど)、塗料、自動車用ワックスなど)
- ・食品接触材料、調理器具及び家庭用品
- ・印刷インク
- ・建材及び建設材料(コーティング剤、フロアワックス、シーラント、封止テープ、接着剤、塗料など)
- ・泡消火剤
- ・スキーワックス
- ・パーソナルケア製品及びその他の消費者製品
- ・繊維、衣服(生地の保護剤、繊維の浸透剤、カーペットの保護剤など)

なお、海外実態調査(平成27年～令和6年末までの実績)の結果、当該物質使用製品の製造又は輸出の報告があった国はなかった。

4. 今後のLC-PFCA等が使用されている製品の製造・輸入

(1)LC-PFCA等の製造・輸入の予定

国内でLC-PFCA等を製造・輸入していた事業者への調査を行ったところ、既に代替が進められていることから、LC-PFCA等が第一種特定化学物質に指定された以降の製造・輸入を予定している事業者はいないと考えられる。

(2)LC-PFCA等の使用の予定

国内でLC-PFCA等を使用していた事業者への調査を行ったところ、既に代替が進められていることから、LC-PFCA等が第一種特定化学物質に指定された以降の使用を予定している事業者はいないと考えられる。

(3)LC-PFCA等が使用されている製品の輸入の予定

業務用写真フィルム、潤滑油、塗料、はつ水剤及びはつ油剤、接着剤及びシーリング用の充填料、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤、ワックス、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物については、今後もLC-PFCA等が使用されている当該製品の輸入の蓋然性が否定できない。